

熊本DCATの基本的事項

1 チームの編成について

- 熊本DCATは次の2チームで運用します。

名 称	役 割
先 遣 隊	発災直後に現地に入りニーズの把握等を行う
支 援 隊	先遣隊派遣の後に現地の避難所等で福祉サービスの提供を行う

- これらの「先遣隊」及び「支援隊」について、昨年度と同じく活動できる方をご登録していただきます。なお、「先遣隊」と「支援隊」の両方に登録することも可能です。
- また更に、令和4年度からは、登録いただいた隊員の皆様の中から、発災直後の最初期に現地入りする隊員を推薦いただき、「初動対応チーム（先遣班、初動対応班）」も編成しております。

※チーム概要については、別添「熊本DCATの概要について」をご参考ください。

2 派遣の流れ

- 熊本DCATは、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の災害が発生した場合であって、熊本県知事が熊本DCATを派遣する必要があると認めたとき、協定締結団体及び初動対応チーム員へメール等で派遣を要請いたします。
- 派遣要請を受けた場合は、派遣の可否についてご報告をお願いします。
- なお、発災時には、速やかに連絡が取れる体制や派遣に備えた準備等のため、待機の要請をすることがあります。また、震度6弱以上の地震が発生した場合は、要請を待たずに待機をお願いします。

※災害救助法とは

災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に適用されます。

令和2年7月豪雨では八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町・小国町の26市町村に適用されました。

また、平成28年熊本地震では県内全市町村に適用されたほか、平成24年7月12日熊本広域大水害では熊本市、阿蘇市、南阿蘇村、産山村、高森町、平成19年の梅雨前線大雨災害では美里町に適用されています。

3 費用負担について

- 災害救助法で支払われるものについては、当該法律に基づき、県が負担します。それ以外の場合は、人件費を除き、旅費、消耗品費等の活動費用を県が負担します。
- いずれの場合であっても、領収証等の証拠書類を提出が必要です。
- ただし、待機の費用は県では負担しません。

4 傷害保険について

- 活動中の事故等に備えるため、県において傷害保険に加入します。

【補償内容】

死亡・後遺障害	2億円（天災危険は5千万円）
入院日額	15,000円
通院日額	10,000円
個人賠償責任	1億円
携行品損害	10万円（免責金額3,000円）

※携行品損害は、活動に際して携行する個人の隊員の所有物が対象。

例）個人所有のカメラで活動状況を記録中に破損

5 研修の受講について

- 被災地での支援活動に備え、チーム員の皆さま向けの研修を実施します。
- 詳細については、別途通知します。